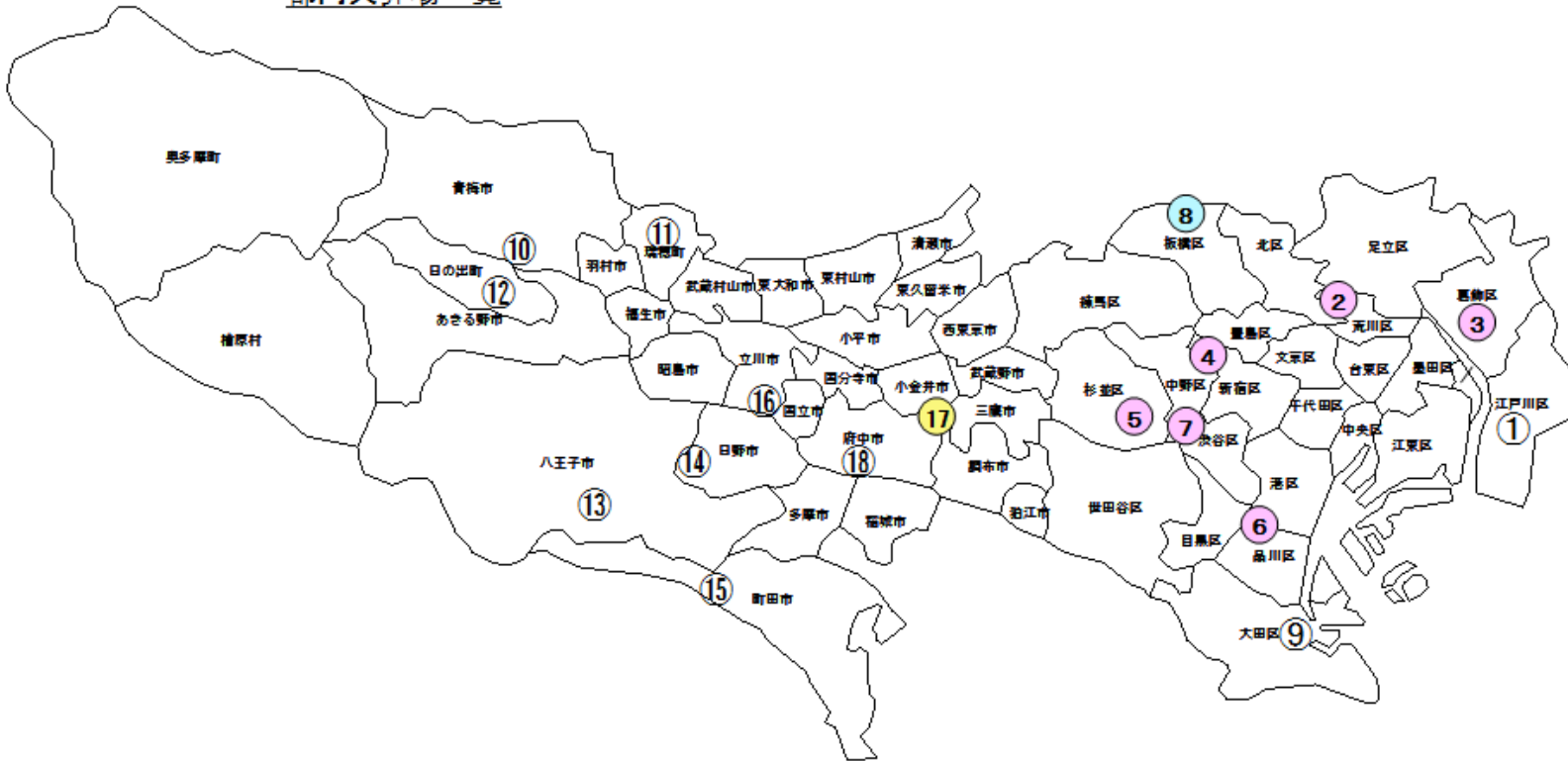


- 都内火葬場 : 26か所 (区部9、市町村9、町村(島しょ)8)
- うち民間火葬場 : 8か所 (区部7、市町村1)

都内火葬場一覧



1	東京都瑞江葬儀所	都営
2	東京博善(株) 町屋斎場	民営
3	東京博善(株) 四ツ木斎場	民営
4	東京博善(株) 落合斎場	民営
5	東京博善(株) 堀ノ内斎場	民営
6	東京博善(株) 桐ヶ谷斎場	民営
7	東京博善(株) 代々幡斎場	民営
8	(株)戸田葬祭場	民営
9	臨海斎場	一組
10	青梅市火葬場	公営
11	瑞穂斎場組合	一組
12	思い出を語るロマンの杜 ひので斎場	一組
13	八王子市斎場	公営
14	日野市営火葬場	公営
15	南多摩斎場	一組
16	立川聖苑	一組
17	(株)日華 多磨葬祭場	民営
18	府中市立府中の森市民聖苑	公営
-	大島町火葬場	公営
-	新島村火葬場	公営
-	式根島火葬場	公営
-	神津島村火葬場	公営
-	三宅村火葬場	公営
-	八丈町火葬場	公営
-	小笠原村父島火葬場	公営
-	小笠原村母島火葬場	公営

- 国内の火葬場は1,349施設あり、そのうち97%は市町村または区市町村の一部事務組合が経営 (令和6年度衛生行政報告例)
- 国内では、民間が経営する火葬場が現在13施設あるが、そのうち8施設が都内に所在

東京の火葬場の成り立ち（江戸～昭和（戦前））

- 区部では、人口集中等を背景に火葬が実施され、現在まで主に民間施設で火葬が行われている。
- 多摩地域は昭和の前半まで土葬が存続。多摩地域の火葬場は、明治・大正期に設置された小規模火葬場の一部が公営化した施設や、戦後に自治体により整備された施設が中心となっている。

	区部	多摩地域
江戸～ 明治初期	<ul style="list-style-type: none"> • 寺院の境内などにおいて火葬を実施 • 市中に7か所の火葬場が存在し、その一部が現在の民間火葬場の起源に 	<ul style="list-style-type: none"> • 江戸期は土葬が主流
明治	<ul style="list-style-type: none"> • 明治6年に太政官布告で火葬が全面禁止されるも、埋葬地の不足により明治8年に火葬が再開 火葬場は朱引外の旧火葬地に限定して再開される • 明治12年以降、コレラ流行を背景に公衆衛生面で火葬が推奨される • 明治17年 墓地及埋葬取締規則が公布され火葬場は許可制となる（警察署が管轄） 	
	<ul style="list-style-type: none"> • 明治20年 旧東京博善株式会社が設立される • 明治22年 東京市区改正条例に基づく計画で火葬場が5か所（桐ヶ谷、代々木（現 代々幡）、落合、町屋、荻新田）と定められる 	<ul style="list-style-type: none"> • 引き続き土葬が実施される • 火葬は伝染病対策として実施される
大正～ 昭和 （戦前）	<ul style="list-style-type: none"> • 大正8年 スペイン風邪流行を背景に、亀青村に民営火葬場が開設（現 四ツ木斎場） • 大正10年 東京博善株式会社設立 ⇒ 順次、区部の民営火葬場（戸田除く）を傘下に • 大正12年 関東大震災の応急処置として、杉並村に民営火葬場の建設を許可（現 堀ノ内斎場） • 昭和2年 関東電気生化(株)（現(株)戸田葬祭場）が戸田葬祭場を開設 • 昭和13年 東京市が瑞江葬儀所開設 	<ul style="list-style-type: none"> • 土葬慣行が残存 • 伝染病流行で各地に簡易な火葬場が多数設置されるも、昭和に入ると減少 • 大正9年 個人所有の火葬場（明治43年設置）を八王子市が譲受（現 八王子市斎場） • 大正11年 日野町が簡易な火葬場設置（現 日野市営火葬場） • 昭和6年 (株)霊安社（現(株)日華）が多磨葬祭場設置

東京の火葬場の成り立ち（昭和（戦後）～平成）

	区部	多摩地域
昭和 (戦後)	<ul style="list-style-type: none"> •昭和23年、墓埋法施行（附則により、既存の施設は許可を受けたものとみなされた） •非営利性・永続性の観点から火葬場等は原則として市町村等の地方公共団体でなければならないとされた（昭和43年国通知） •都市化に伴い土葬禁止区域が各地に制定される 	
	<ul style="list-style-type: none"> •昭和50年 特別区の保健所設置に伴い、墓埋法に基づく火葬場の運営に関する指導監督権限を特別区に移管 	<ul style="list-style-type: none"> •終戦後に既存の火葬場のほとんどは整理統合 •昭和24年 立川市火葬場（現 立川聖苑）開設 •昭和27年 株積善社火葬場（昭和11年開設）を狭山火葬場組合が買収（現 瑞穂斎場） •昭和39年 青梅市火葬場 開設 •昭和50年 南多摩斎場 開設
平成	<ul style="list-style-type: none"> •平成16年 臨海斎場 開設 	<ul style="list-style-type: none"> •平成8年 府中の森市民聖苑 開設 •平成13年 ひので斎場 開設
	<ul style="list-style-type: none"> •平成24年 地方分権一括法施行 墓埋法に基づく火葬場の運営に関する条例制定・経営許可権限等を特別区及び市に移譲 •平成25年 事務処理特例条例 墓埋法に基づく火葬場の運営に関する条例制定・指導監督・経営許可権限を多摩地域の町村に移譲 	

○ 令和7年第三回都議会定例会 知事所信表明（令和7年9月24日）

「今後の人口動態等を踏まえ、東京全体で安定的な火葬体制を確保することは重要です。都は、火葬場を指導監督する区市町村と連携し、料金を含む火葬場の経営管理に対する指導が適切に行えるよう、法の見直しを国に求めていくとともに、実態を精緻に把握した上で火葬能力の強化に向けた取組を検討してまいります。」

- ✓ 火葬場は公共的な施設であるが、**墓埋法において、料金設定に関する定めはない**
- ✓ 民間火葬場においても**公共的施設としての役割を踏まえた料金設定**とする必要があり、基礎自治体以外の経営主体を認めている国の責任において、必要な措置を講ずるよう、令和7年11月25日、特別区長会と共同で国へ要望

民間火葬場の経営管理に関する要望（R7.11墓埋法改正国要望）

- 1 火葬料金を含む経営管理に関する事業者の責務と監督官庁の指導権限を法上明確に示すこと。
- 2 国は、火葬業のうち公益部門に該当する事項について明らかにしたうえで、火葬料金の設定の考え方に関するガイドライン等を示すこと。
- 3 民間火葬場が火葬料金を設定するに当たって、予め行政が関与する仕組みを法令に規定すること。
- 4 民間火葬場が、火葬以外の事業を行っている場合には、他の事業との経理・会計を明確に区分し、火葬事業に要した経費の内訳を詳細に公表することを義務付けること。

<要望の趣旨>

- 火葬場は経営主体の別にかかわらず、公共的施設としての役割を期待
- 近年、燃料費の高騰等を背景に、火葬料金の値上げの動きが相次いでおり、民間火葬場における料金設定の妥当性等に関し、都民の関心の高まり
- 火葬場の経営管理に関し、国は監督官庁に対し法令等に基づく指導を求めているものの、経営管理に関する事業者の責務等に係る具体的な法の規定も無いことから、**指導の実効性を担保することができない**

民間火葬場の経営権変更に関する要望（R8.6 墓理法改正国要望）

- 1 支配株主の変更等により、実質的に民間火葬場の経営権に変更が生じる場合、あらかじめ監督官庁の許可又は承認を要する仕組みを法上明確に規定すること
- 2 火葬能力、設備投資、運営体制、受入方針その他火葬場の運営に関する重要な影響を及ぼす経営方針の変更により、地域の火葬需要又は住民の利用に影響を生ずるおそれがある場合、監督官庁への事前協議の上届出を要する旨を、法上明確に規定すること
- 3 前項の事前協議があった場合、当該変更が火葬場の公共性、安定的かつ継続的な運営の確保又は地域住民の利益に重大な支障を生ずるおそれがあると認められるときは、監督官庁が、必要な助言、指導、報告徴収又は計画の見直しの求めを行うことができる制度を整備すること
- 4 前3項の制度運用に当たっては、国において、ガイドライン等を策定すること

<要望の趣旨>

- 火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体でなければならないという国の考え方に則れば、民間火葬場の経営管理について、監督官庁による実質的な関与ができない現状は、法制度面で大きな課題
- 火葬場の公共性を確保するためには、料金等への対応に限らず、その前提となる**重要な経営方針の変更や実質的な経営主体の変更に際し、監督官庁が関与できる仕組みが不可欠**

火葬場の運営等に係る実態調査について

○ 調査目的

将来にわたり安心して火葬を行える体制を確保するため、都内外の火葬場の運営実態を精緻に把握し、今後の取組の方向性を検討する

○ 調査方法・内容

- ・書面による調査に加え、一部を対象に、実態や課題を把握するための個別ヒアリングを実施

【調査対象】 119か所（うち個別ヒアリング実施数：20）

- 火葬場 **44施設**（都内公営 18、都外公営 12、都内民営 8、都外民営 6）
- 都内自治体 **62区市町村**
- 都外自治体 **13市** 隣接市：川崎市、松戸市、市川市、浦安市、川口市、三郷市、所沢市、横浜市
民営火葬場地元市：逗子市、草加市、徳島市、松山市、沖縄市、横浜市

○ 調査結果（概況）

【火葬実績】 区部では8割が民営火葬場で、市町村(島しょ除く)では7割が公営火葬場で火葬が行われている

【火葬料金】 公営火葬場：設置自治体等の住民とそれ以外の住民との料金を分けて設定
設置自治体等の住民に対する料金は無料または2万円未満の施設が9割

民営火葬場：8万円以上の施設が約7割

【今後の火葬需要】 東京の将来人口を踏まえると、今後都全体の死亡者数は増加を続け、2065年頃には現在の約14万人から約20万人となる見通し

【個別ヒアリングの結果】

(火葬需要増への対応) 現時点で供給能力が不足しているとの意見はなかったが、将来的な死亡者数の増加への対応に課題があると認識。一方で、多くで対応方針が定まっていない状況

(火葬料金) 民営火葬場では、昨今の経済状況を踏まえ、今後の料金値上げは避けがたいと認識しつつも、対応に苦慮している状況

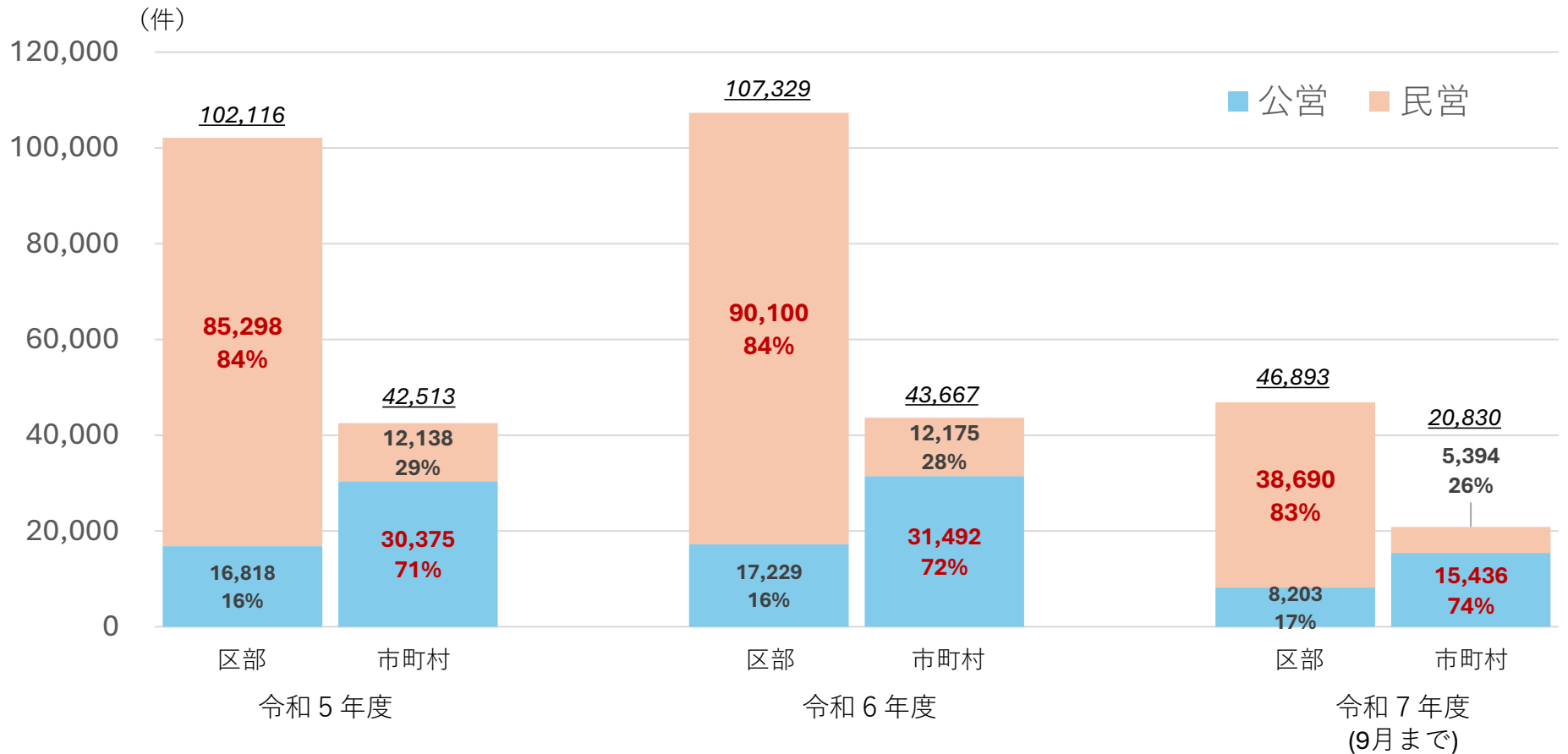
都調査対象火葬場一覧

No.	名称	区分	設置者 (一組：構成自治体)	所在地 区市町村
01	東京都瑞江葬儀所	都営	東京都	江戸川区
02	臨海斎場	一組	港区、品川区、目黒区、大田区、世田谷区	大田区
03	八王子市斎場	市営	八王子市	八王子市
04	府中市立府中の森市民聖苑	市営	府中市	府中市
05	瑞穂斎場	一組	瑞穂町、福生市、羽村市、武蔵村山市、埼玉県入間市	瑞穂町
06	思い出を語るロマンの杜 ひので斎場	一組	あきる野市、日の出町、檜原村、奥多摩町	日の出町
07	南多摩斎場	一組	八王子市、町田市、多摩市、稲城市、日野市	町田市
08	立川聖苑	一組	立川市、昭島市、国立市	立川市
09	青梅市火葬場	市営	青梅市	青梅市
10	日野市営火葬場	市営	日野市	日野市
11	大島町火葬場	町営	大島町	大島町
12	新島村火葬場	村営	新島村	新島村
13	式根島火葬場	村営		新島村
14	神津島村火葬場	村営	神津島村	神津島村
15	三宅村火葬場	村営	三宅村	三宅村
16	八丈町火葬場	町営	八丈町	八丈町
17	小笠原村父島火葬場	村営	小笠原村	小笠原村
18	小笠原村母島火葬場	村営		小笠原村

No.	名称	区分	設置者	所在地 区市町村
19	かわさき南部斎苑	市営	川崎市	神奈川県川崎市
20	かわさき北部斎苑	市営		
21	松戸市北山会館	市営	松戸市	千葉県松戸市
22	市川市斎場	市営	市川市	千葉県市川市
23	浦安市斎場	市営	浦安市	千葉県浦安市
24	川口市めぐりの森	市営	川口市	埼玉県川口市
25	三郷市斎場	市営	三郷市	埼玉県三郷市
26	所沢市斎場	市営	所沢市	埼玉県所沢市
27	横浜市南部斎場	市営	横浜市	神奈川県横浜市
28	横浜市北部斎場	市営		
29	横浜市久保山斎場	市営		
30	横浜市戸塚斎場	市営		
31	町屋斎場	民営	東京博善(株)	荒川区
32	落合斎場	民営		新宿区
33	代々幡斎場	民営		渋谷区
34	四ツ木斎場	民営		葛飾区
35	桐ヶ谷斎場	民営		品川区
36	堀ノ内斎場	民営		杉並区
37	戸田葬祭場	民営	(株)戸田葬祭場	板橋区
38	多磨葬祭場	民営	(株)日華	府中市
39	西寺尾火葬場	民営	(株)博善社	神奈川県横浜市
40	谷塚斎場	民営	聖典(株)	埼玉県草加市
41	寺田斎場	民営	(有)エフ・エヌ商事	愛媛県松山市
42	小坪斎場	民営	(株)誠行社	神奈川県逗子市
43	徳島西火葬場	民営	徳島行道(株)	徳島県徳島市
44	沖縄葬斎場	民営	(株)沖善社	沖縄県沖縄市

火葬実績

○ 区部所在の火葬場の火葬実績のうち**8割**は**民営**、市町村所在の火葬場の火葬実績のうち**7割**は**公営**



○ 都内死亡者数内訳（東京都「人口動態統計年次推移（区市町村別）死亡数」（死亡届件数））

令和5年 区部 90,507人・市町村46,301人

令和6年 区部 92,337人・市町村 47,549人

※火葬実績、死亡者数
ともに島しょ除く

火葬実績内訳（令和6年度・都内火葬場）

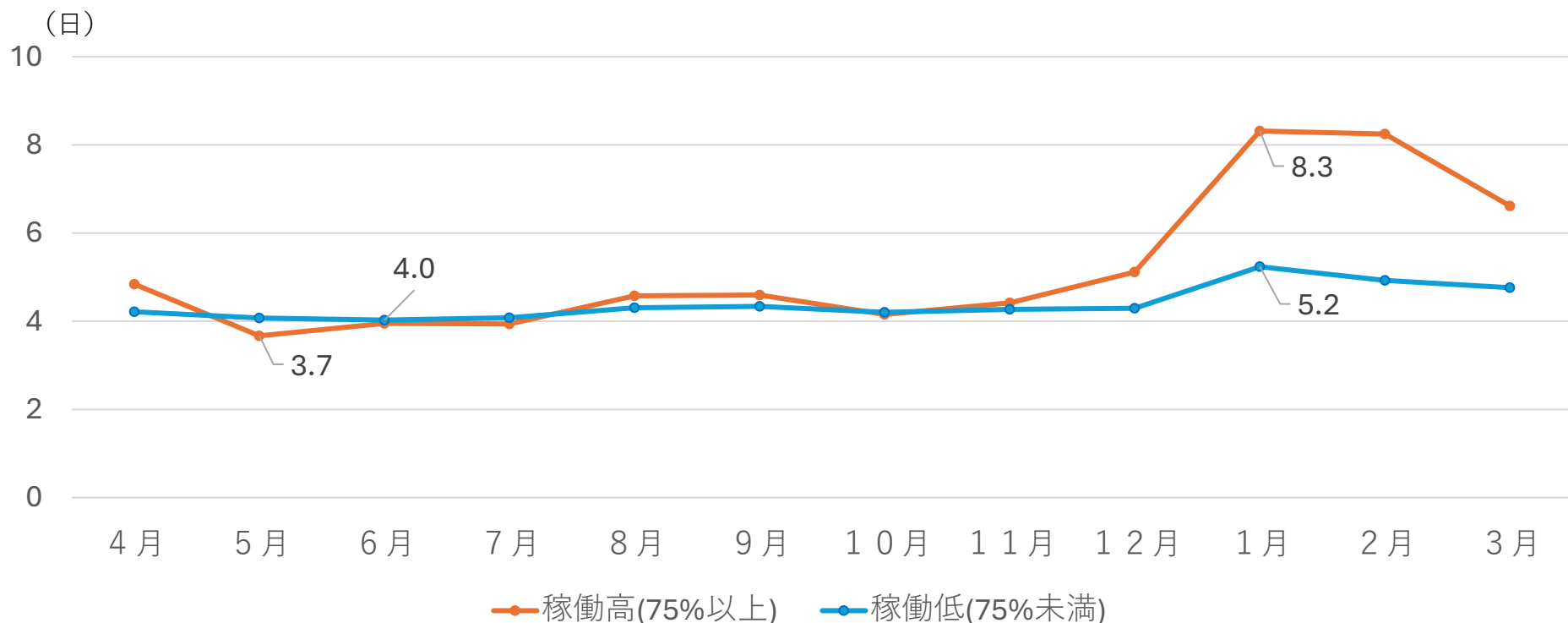
- 稼働率（各火葬場が定める受入可能数に対する火葬件数の割合）については、公営火葬場が高い傾向
- 回転数（1炉1日あたり火葬数）の実績値について、民営火葬場が公営火葬場より高い

	区市町村									町村 (島しょ)		都内計		
	区部			市町村 (島しょ除く)			公営	民営	計	公営	計	都内	都内	
	公営	民営	計	公営	民営	計						公営	民営	
年間火葬件数(A)	17,229	90,100	107,329	31,492	12,175	43,667	48,721	102,275	150,996	340	340	49,061	102,275	151,336
年間受入可能数(B) (※1)	19,633	160,826	180,459	34,402	16,254	50,656	54,035	177,080	231,115	846	846	54,881	177,080	231,961
稼働率（受入可能数に対する火葬件数の割合）(A/B) (※2)	87.8%	56.0%	59.5%	91.5%	74.9%	86.2%	90.2%	57.8%	65.3%	40.2%	40.2%	89.4%	57.8%	65.2%
火葬炉数（人体炉）	30	87	117	52	15	67	82	102	184	11	11	93	102	195
回転数（1炉1日あたり火葬数）実績値 (※3)	2.6	3.7	3.5	2.0	2.9	2.2	2.2	3.6	3.0	0.4	0.4	2.1	3.6	2.9

- ・ (※1) 年間受入可能数：各火葬場がそれぞれ設定している火葬枠の年合計
- ・ (※2) 稼働率（受入可能数に対する火葬件数の割合）：年間火葬件数(A) ÷ 年間受入可能数(B)
- ・ (※3) 回転数（1炉1日あたり火葬数）実績値：年間火葬件数(A) ÷ (年間稼働日数 × 胎児炉を除く人体炉数)
- ・ 稼働率及び回転数については、該当する区分の施設の加重平均値

申込から火葬までの日数（令和6年度）

- 火葬場に火葬の申込があった日から火葬が行われた日までの日数（待ち日数）について、**死亡者数の多い冬季が相対的に長く、また稼働率が高いと長くなる傾向**
- 稼働率が100%に達していなくても待ちが一定程度発生する理由としては、**昼間の時間帯に希望が集中する**傾向があることや、日程調整の都合などが考えられる



- ・ 申込から火葬までの日数について調査回答のあった都内火葬場のうち、R6年度の年間稼働率75%以上の火葬場7か所（R7.1月の平均稼働率98.5%）と同75%未満の火葬場7か所（R7.1月の平均稼働率69.8%）について、日数平均を算出
- ・ 【計算例】 死亡日12/1、申込日12/3、火葬日12/6の場合、申込日から火葬日までの待ち日数3日

各火葬場の死亡時住所地別火葬件数（令和6年度）

○ 区部所在の火葬場の火葬実績のうち、区部以外からの利用が**2割程度**を占めている

【特別区所在火葬場】

死亡時住所地	区	市町村	都外	合計
合計 ()内はIを除いたもの	- (75,965)	- (6,743)	13,435 (7,460)	106,104 (90,168)
うち公営火葬場計	15,362	209	1,628	17,199
公営A	6,290	91	1,010	7,391
公営B	9,072	118	618	9,808
うち民営火葬場計 ()内はIを除いたもの	- (60,603)	- (6,534)	11,807 (5,832)	88,905 (72,969)
民営C	12,798	215	961	13,974
民営D	10,191	506	779	11,476
民営E	7,934	2,111	855	10,900
民営F	13,454	80	1,091	14,625
民営G	9,273	305	1,692	11,270
民営H	6,953	3,317	454	10,724
民営I	9,961 (内訳不明)		5,975	15,936

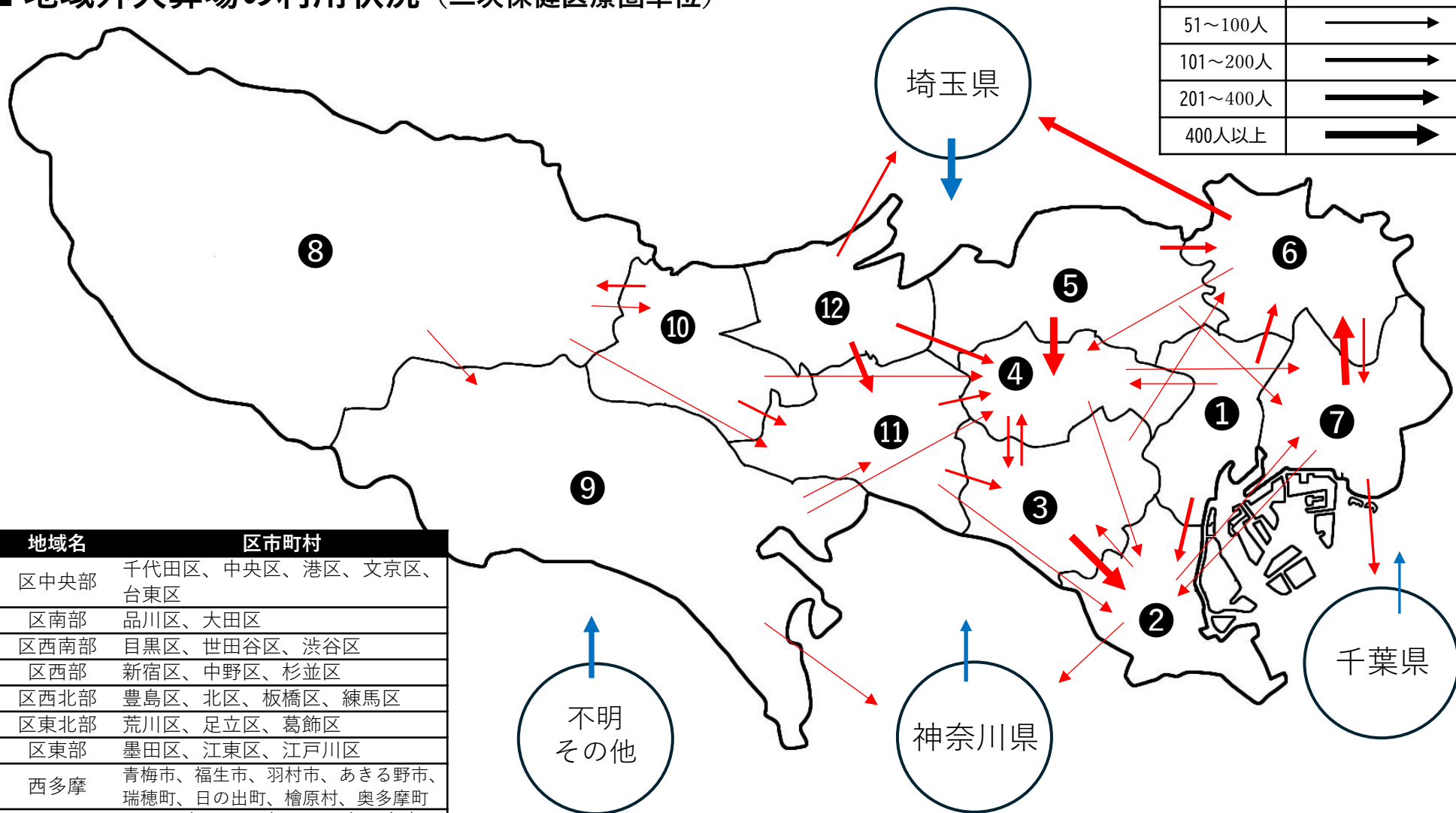
【市町村所在火葬場】

死亡時住所地	区	市町村	都外	合計
合計	901	31,344	780	33,025
うち公営火葬場計	248	20,265	347	20,860
公営J	31	2,405	26	2,462
公営K	18	1,788	20	1,826
公営L	88	8,238	121	8,447
公営M	47	4,337	65	4,449
公営N	40	2,107	77	2,224
公営O	24	1,390	38	1,452
うち民営火葬場計	653	11,079	433	12,165
民営P	653	11,079	433	12,165

・ 島しょを除く各火葬場の火葬実績における死亡者の住所地別集計（内訳が不明な施設については集計外）

■ 地域外火葬場の利用状況（二次保健医療圏単位）

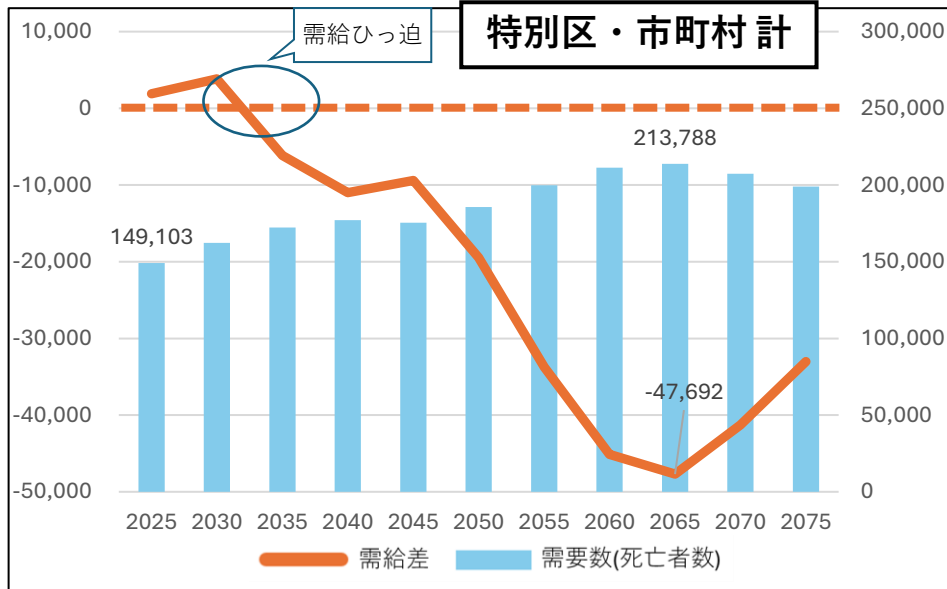
50人未満	→
51～100人	→
101～200人	→
201～400人	→
400人以上	→



地域名	区市町村
① 区中央部	千代田区、中央区、港区、文京区、台東区
② 区南部	品川区、大田区
③ 区西南部	目黒区、世田谷区、渋谷区
④ 区西部	新宿区、中野区、杉並区
⑤ 区西北部	豊島区、北区、板橋区、練馬区
⑥ 区東北部	荒川区、足立区、葛飾区
⑦ 区東部	墨田区、江東区、江戸川区
⑧ 西多摩	青梅市、福生市、羽村市、あきる野市、瑞穂町、日の出町、檜原村、奥多摩町
⑨ 南多摩	八王子市、町田市、日野市、多摩市、稲城市
⑩ 北多摩西部	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市
⑪ 北多摩南部	武蔵野市、三鷹市、府中市、調布市、小金井市、狛江市
⑫ 北多摩北部	小平市、東村山市、清瀬市、東久留米市、西東京市

- R7.10に都内各区市町村に提出された埋火葬許可申請（※）に記載の火葬場所に基づき他の地域の火葬場を利用した件数について、上位3地域を図示（→）
※死亡地、故人の本籍地、届出人の住所地のいずれかの区市町村に提出
- 都外からの流入については、各火葬場の死亡時住所地別火葬件数（R7.10）をもとに都内火葬場利用件数を図示（→）

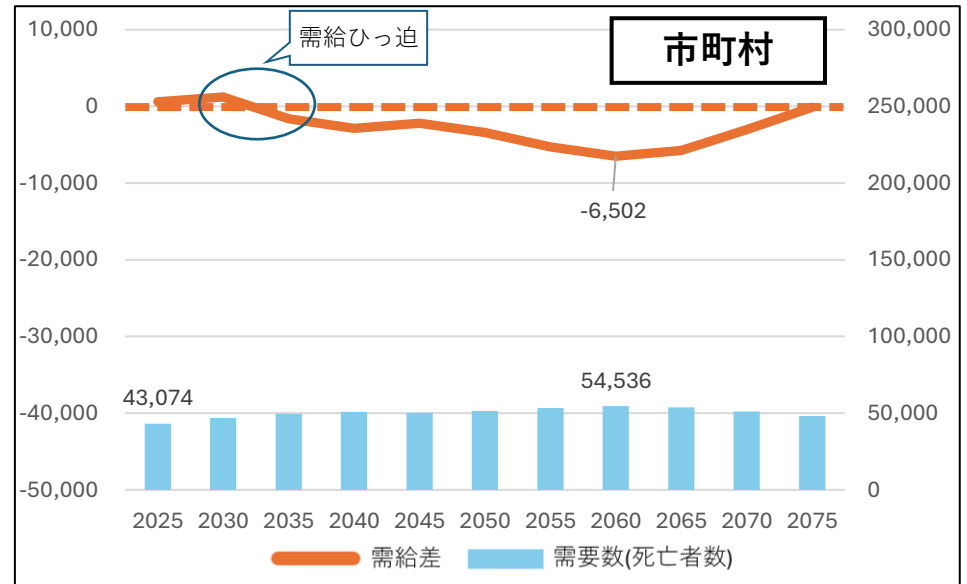
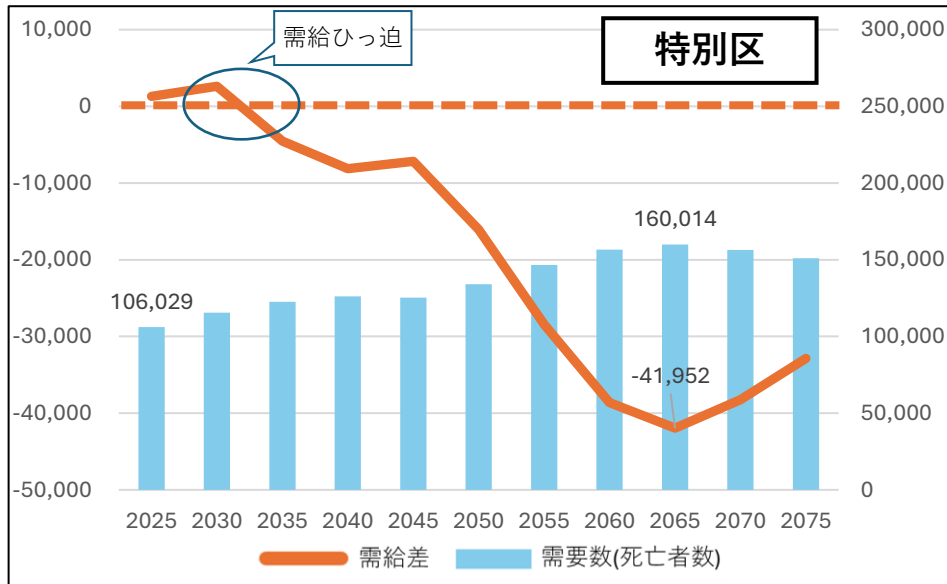
死亡者数の長期推計に基づく火葬需給の試算①



各火葬場の現在の年間火葬実績をベースに、今後の需給状況を試算

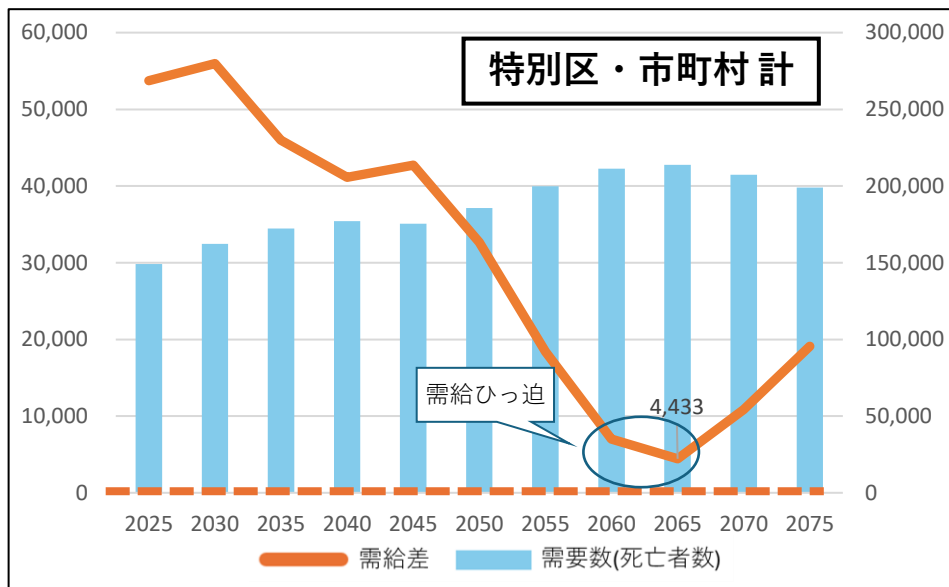
⇒ 現在のままでは、2035年頃には火葬需要の増加に対応することが困難に

需給差 (左軸) : 火葬能力(件数) - 需要数
 需要数 (右軸) : 死亡者数



- ・ 2030年頃以降の火葬件数は、R6年度年間火葬実績比1割増のまま推移すると仮定
- ・ 需要数については、区部に所在する火葬場で区部以外からの利用があることを踏まえ、一定の基準で調整

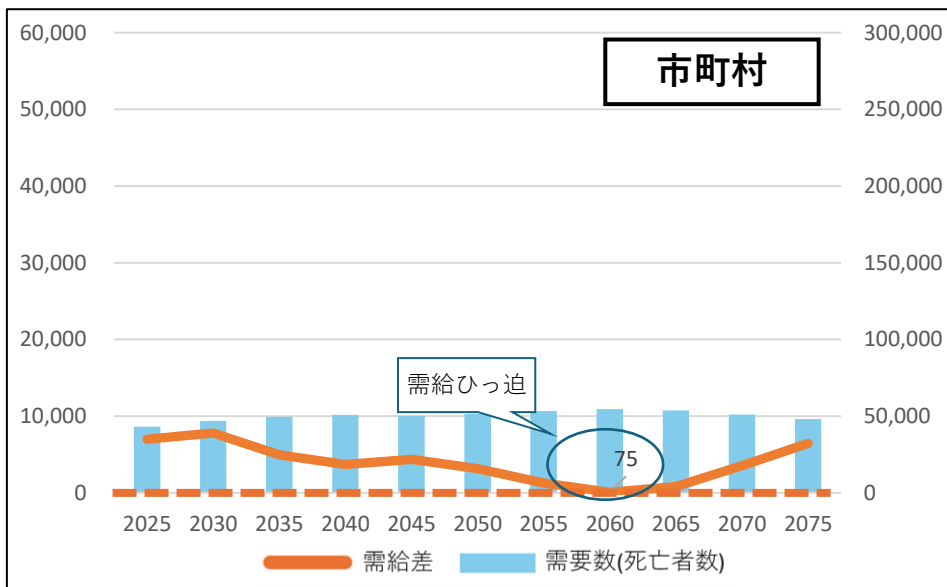
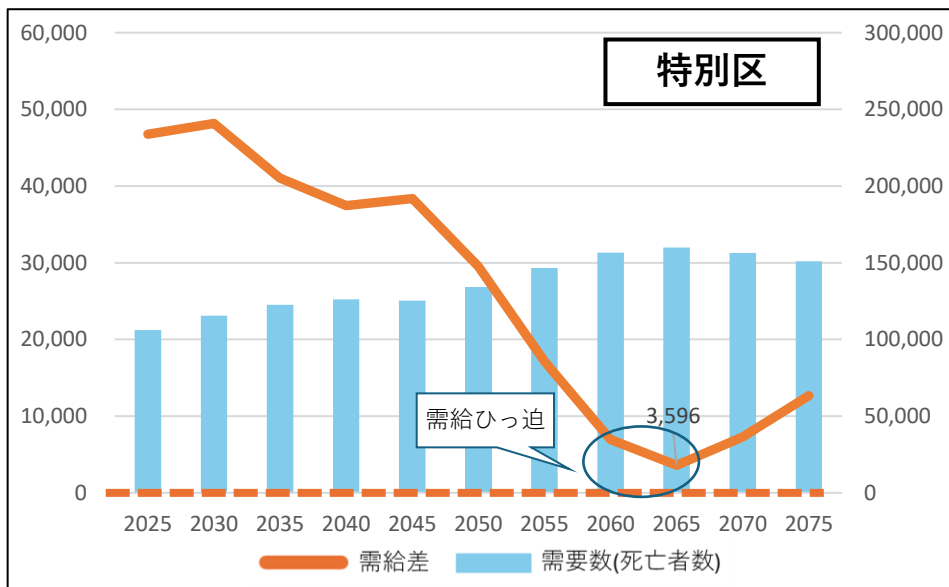
死亡者数の長期推計に基づく火葬需給の試算②



各火葬場の現在の年間受入可能件数 (R7年度時点で計画済の能力増を含む) をベースに今後の需給状況を試算

⇒現在の火葬場が年間を通じてフルに稼働できた場合でも、将来的には需給がひっ迫

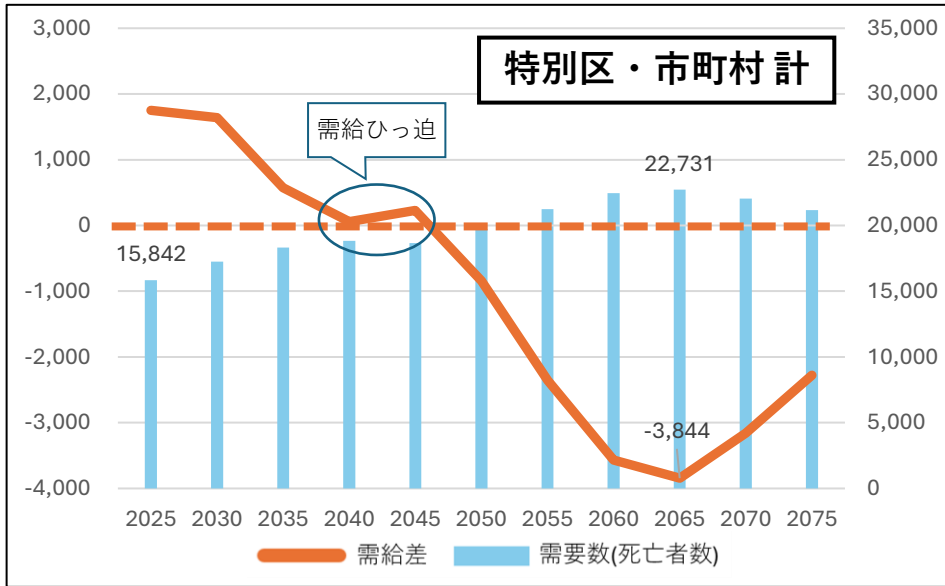
需給差 (左軸) : 火葬能力(件数) - 需要数
 需要数 (右軸) : 死亡者数



- ・2030年以降の火葬枠は、R7年度時点での増炉計画などによる火葬枠増予定等を反映
- ・需要数については、区部に所在する火葬場で区部以外からの利用があることを踏まえ、一定の基準で調整

死亡者数の長期推計に基づく火葬需給の試算③

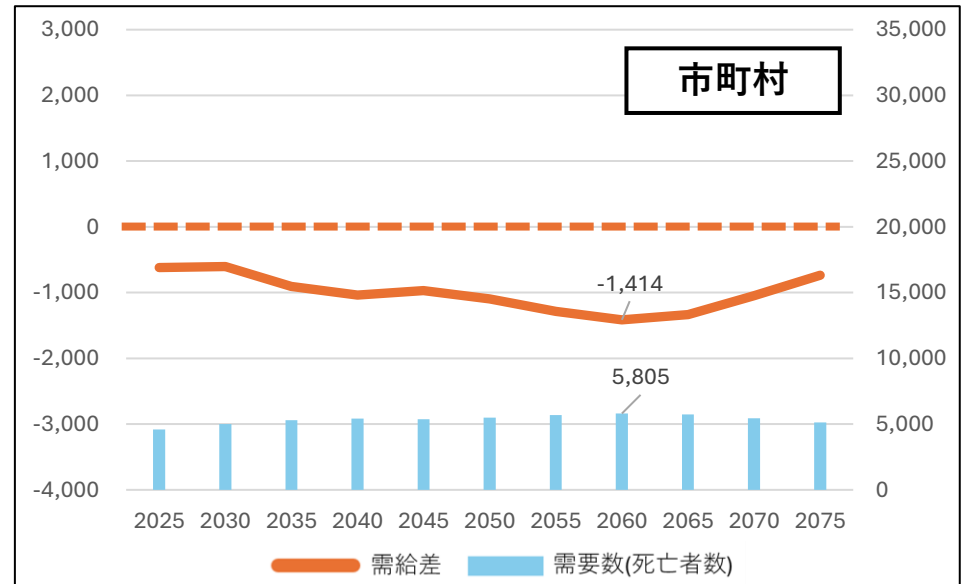
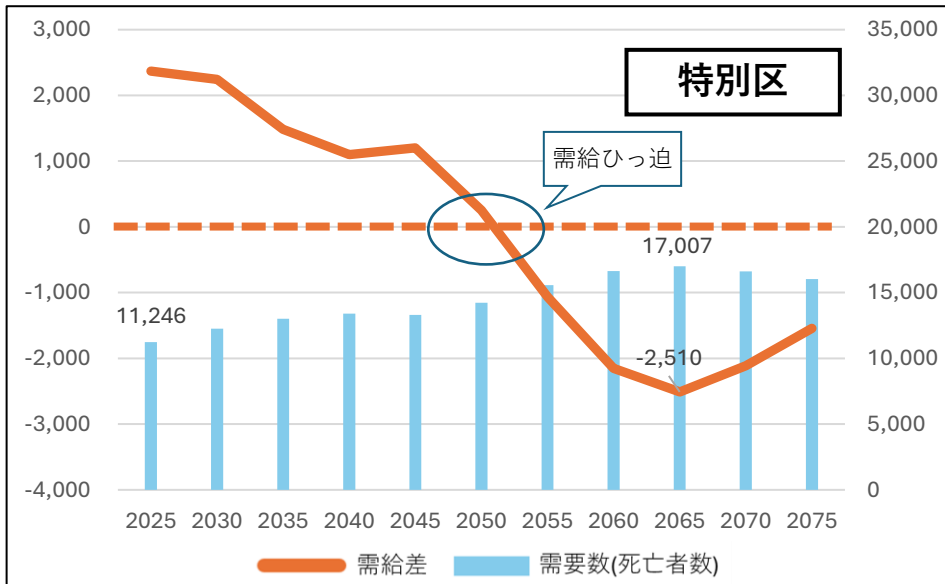
火葬需要がピークとなる月の試算



火葬件数の多い1月について、受入可能件数 (R7年度時点で計画済の能力増を含む) をベースに今後の需給状況を試算

⇒冬季に関しては、現在の火葬場がフル回転できたとしても2040年頃には都全体で火葬需給がひっ迫

需給差 (左軸) : 火葬能力(件数) - 需要数
 需要数 (右軸) : 死亡者数



- ・2030年以降の火葬枠は、R7年度時点での増炉計画などによる火葬枠増予定等を反映
- ・需要数については、区部に所在する火葬場で区部以外からの利用があることを踏まえ、一定の基準で調整

実態調査での個別ヒアリング結果（火葬需要増への対応）

【火葬場の運営状況】

- ・火葬能力は、火葬炉の基数に加え、待合室、収骨室、動線、人員といった**施設全体の運営条件に起因**
 - ✓ **公営火葬場**：公営火葬場は既に稼働率が高く、**住民外を受け入れる余力は限定的**
今後の需要増には**住民を優先する運用の強化**や**友引日の運営**、**時間帯の拡大**により対応する考え
 - ✓ **民営火葬場**：高回転・高密度の運用を前提としており、**現状において稼働率には余裕がみられる**

【自治体による取組】

- ・公営火葬場設置自治体以外では、火葬事業について具体的な検討は行われていない
 - ✓ 火葬場整備は適地・財政・人材の制約が大きい
 - ✓ 民間火葬場所在区は指導監督の関与のみ
- ・公営火葬場設置の必要性を検討している自治体もあり

【火葬能力に関する認識】

- ・現時点で供給能力が**不足しているとの意見はなかった**
- ・将来的な死亡者数の増加まで見据えると、**課題があると認識**

R6年度	区部		市町村	
	公営	民営	公営	民営
稼働率*1	88%	56%	92%	75%
回転数*2	2.6	3.7	2.0	2.9

*1：各火葬場が定める受入可能数に対する火葬件数の割合

*2：1炉1日あたり火葬数（実績値）

- **火葬能力の強化に向けて、今後自治体による検討が必要との認識は、概ね共通**
- **ただし、対応方針が定まっていない自治体が大多数**
- **今後、地域別の需給状況の見通しを把握し、エリアごとの検討につなげることが必要**

火葬需給の見通しを踏まえた課題

- 現状と同程度の火葬規模では増加し続ける火葬需要に応えることは困難であり、将来を見据え、火葬能力の増加に向けた対応が必要
- 都内の火葬実績の約7割を占める民営火葬場では、現在も、一定割合を都外からの利用が占めており、今後の火葬需要の増により都外からの利用が増加する場合、都民の火葬需要の増に十分対応できなくなる可能性も
- 冬季は火葬待ち日数が長くなる傾向にあり、火葬需要の増に伴い、さらに待ち日数が増加し、より遠方の火葬場を利用せざるを得ない状況が発生するなど、ご遺族の負担が増すことが懸念される
- 火葬需要増に伴い平時において高い稼働率が恒常化する場合、災害時における対応余力が失われるおそれ